

越後長岡藩儒・秋山景山の『教育談』について

——近世武士教育の一断面——

小川 和也

はじめに

群馬県赤城山麓の県道三号線と四四号線が交わるところに高さ二一メートルの大鳥居が聳える。山頂の赤城神社の一之鳥居で、霊域への入り口を示している。

山頂へは向かわず、大鳥居を横切り、渋川方面に約一キロほど車を走らせたところに、目指す秋山家があった。それは、長岡藩儒・秋山景山のご子孫・秋山緯氏のお宅である。かつては勢多郡であったが、現在は前橋市に編入されている。

景山は宝暦八年（一七五八）生まれ、天保一〇年（一八三九）に没した。享年八二。通称、多門太。字、子交。

名、朋信。景山は号。致仕後、醉翁と号す。秋山家は譜代牧野家が長岡藩に入封する以前からの家臣である。景山は藩校・崇徳館の都講を務め、寛政期に三年間、天保三年に短期間、江戸に滞在した他は、ほぼ国元で藩士を教育した。九代藩主・牧野忠精に見出され、一〇代藩主・忠雅のもと天保改革の指導者となる。著書に『ふみの道しるべ』『亀のよわひ』『夢の道しば』『教育談』『易解』などがある。

私は景山と藩学・藩政改革の関係を問い、昨年（二〇一一）二月、『文武の藩儒者 秋山景山』（角川学芸出版）という拙著を刊行した。それがご縁になり、一〇月七日から三日間、秋山家を訪れ史料調査をさせていただいた。本稿ではその調査風景と、調査史料のなから、景山の

『教育談』という書物を紹介したいと思う。

秋山家の主要な史料は群馬県教育委員会によってマイクロフィルムに撮影され、長岡市立中央図書館の文書資料室に紙焼きが収められている。それを使って拙著を書いたわけだが、撮影の状態が悪く、フィルムに定着するまえに史料を動かしたために、不分明な箇所が非常に多く苦労した。そこで、原文書を拝見させていただいたわけである。

秋山家文書は全国的にみて、あまり存在しない藩儒者の史料として貴重であるだけではなく、長岡藩牧野家の藩士・家臣の数少ない史料としても重要である。長岡藩政史料が戊辰戦争時の焼失と第二次大戦の空襲での焼失により大きな損失を受けたことは知られている。維新後、秋山家は長岡から離れたため、長岡空襲の受難を免れた。

しかし、秋山紳氏によれば、別の運命がまちうけていた。御父君・信氏は日米開戦直前の一九四一年夏、「満洲」に渡った。その際、日本にたくさんの蔵書と古文書を預けていった。蔵書は前橋市内の立派な蔵のある薬局へ、古文書類は大胡の牧場へ預けた。敗戦直前の運命の八月

五日、前橋は空襲を受け、蔵書は灰燼に帰し、古文書類は残った。

原文書ではマイクロの不備から解読できなかったものが読めた。それから、マイクロ撮影されていない漢詩文などの史料も数多くあり、原文書の貴重さと迫力を感じ、歴史研究において、フィールドワークが欠かせないことを痛感させられた。

私は朝九時から日没まで、連日、時の経つのも忘れて、文字通りの宝の山を拝見させていた。厚かましいことに、たまたま来訪された、紳氏のご兄弟である勲氏、それからご子息の宣英氏・雅毅氏とともに、昼食までごちそうになってしまった。

1 「瘤」をめぐる問題

ここで、景山が仕えた長岡藩について簡単に触れておきたい。牧野家は、近世大名としては、初代藩主となる忠成が徳川家康の関東入封にともない上野国大胡に居を構えることで成立した譜代藩である。その後、越後国なかくびきながみね中頸城長峰への移封を経て、元和四年（一六一六）、同

じく越後国の長岡に移封され幕末維新まで存続した。石高は七万四〇〇〇石。長岡入封以後二一代の藩主が続き、二四〇年余りを、同じ石高を保って統治しつづけた。移封を重ねる譜代大名が多いなかで、長く一カ所に止まった珍しい例の一つといえる。

牧野家の家臣団のうち、家老、奉行が藩政を決定する評定衆、あるいは、列座と呼ばれ、藩権力の上層に位置する。家老が五名、奉行が七名を定数とし、臨時に中老が置かれることがあった。藩士は扈從組と徒士組の上下二つの階層に分けられ、扈從組を大組と称し家老の支配、徒士組を小組と称し奉行の支配とした。扈從組は戦闘の際、騎馬で出陣する。徒士組は文字通り徒歩である。このほかに、寄合組と称し、家臣となった際の由緒により、家老・奉行の支配を受けない特別の家が数家あった。以上が士分の者たちで、者頭は統率される足軽・中間・長柄・同心などの卒分が存在した。

士分の人数は、元和四年の長岡移封の際に二〇一人であったが、寛永一五年（一六三八）には二六三人、寛文年間（一六六一〜一六七二）に四九三人と当初の二・五

倍ほどに増えている。寛文以降は、元禄二年四八六人と微減、だが、宝永四年（一七〇七）五二四人、安政六年（一八五九）五三五人と増加、文久二年（一八六二）には六〇〇人を超える。藩士の増加の傾向は、一〇〇石以下の下士階層の者であった。

牧野家に仕えた秋山家初代は四郎左衛門である。もともとは甲斐の武田家の土屋昌次に従っていた。牧野家が大胡にいた時代に家臣となった。一五〇石という禄高から出発し、三代・四郎左衛門のとき、二七〇石まで加増され、藩の意志決定に参加する評定衆まで上り詰める。しかし、四代・市左衛門のとき秋山家は断絶という処分を受ける。その後、秋山家は譜代家臣の由緒から再興され、景山は八代目ということになる。

今回調査した史料はたくさんあり、またデータを整理しきれていないが、現段階で明らかになったことをいくつか紹介したい。

まず、一大痛棒をもらったのは「瘤」の件である。

拙著では、秋山景山の伝記のすべてが大正期に刊行さ

れたさかくちごほう阪口五峰の『北越詩話』（一九一八）に基づいていることを明らかにした。さらに、『北越詩話』の景山の記述が景山の没後、天保一三年（一八四二）に景山の子孫と門弟により、昌平齋の教官・古賀侗庵に執筆を依頼した「景山秋山君墓碣銘」に基づいていることを明らかにした。ちなみに、景山の墓は長岡市日赤町の本妙寺にある。その墓には墓碣銘は刻まれていない。

景山に関する文献は、五峰の著作をもとにしており、そのなかに景山の額に瘤があるという記述があることから、これまで「瘤の学者」と呼ばれる、とされてきた。しかし、まず、侗庵の「墓碣銘」にはその記述がないことから、拙著では、果たして瘤はあったのか、という疑念を示しておいた。

史料調査二日目の日暮れ近くのことである。何十枚もの史料が束ねられているものをひもとくと、罫線のある紙に、「景山秋山先生碑銘」と書かれた文章を発見した。紙の状態から近代になってから書き写したものとみえる。内容は侗庵の「墓碣銘」と同じものである。であるので、さっと片付けようとした。

しかし、侗庵のものが「秋山君」となっているのに対

し、これは「秋山先生」となっている。

（さてよ。昌平齋の教官であり、景山に師事したこともない侗庵が「先生」と呼ぶのは妙だな……）

不思議に思つて、読み進めると、（これは！）驚くべき事実がぶつかった。なんと、侗庵が「眉疎耳聳眼光四射」と記した箇所が「眉間有大瘤眼光四射」と書き換えられていたのである。書き換えた人物は、景山の「門人」中澤雪城であつた。つまり、江戸で侗庵が書いた「墓碣銘」を国元である長岡藩の本妙寺の景山の墓前に捧げるときに、何力所か手が入れられていたのである。景山の弟子が記している以上、景山の眉間に瘤があつたのは揺るぎない事実である。ただし、「瘤の学者」と呼ばれたという史料は目にしていない。

ついでながら、拙著では、秋山家の菩提寺・本妙寺の宗派を日蓮宗としてしまつたが、長岡士族・柏友会々員で同寺の檀家であられる今井謹之助氏より、「法華宗陣門流」であるところのご指摘を受けた。不明を恥じ入るとともに、この場を借りてお詫びして訂正しておきたい。

また、拙著では、従来の、景山を徂徠学者、あるいは、「朱子学的徂徠学者」とする点に関しても疑念を呈して

おいた。景山が徂徠の高弟・服部服南の孫・真藏（仲山）に学んだことは事実であり、徂徠学を受容していたことは明かである。

しかし、まず、景山自身が自らを徂徠学者とする史料が見当たらないことと、また崇徳館で徂徠の著作・徂徠学派の著作を講義した記録がないこと、また徂徠の経典解釈と違う見解をもっていたことなどを明らかにした。そして、徂徠学者という学派の型にはめることに、どれほどの意義があるのか、また、徂徠学者だったとして、それが藩の教育にどういう影響を与えたのかといった問題を提起しておいた。これらの点に関しては、今回の調査で徂徠の『論語徴』の写本がみつかったことを挙げておきたい。

2 『教育談』の世界

以上のように、拙著の訂正点、今後、考察を深めなければならぬ点が発見された。次に今回の調査で詳しくみることができた、長岡藩の武士教育に関して非常に重要な史料となる景山の『教育談』について述べてみたい。

まず、景山が都講をつとめた、長岡藩の藩校について

簡単に説明しておこう。

長岡藩の藩校は崇徳館である。文化五年（一八〇八）に開校した。学問所内を遷善閣（徂徠学）と成章堂（古義学）に分けた。始め二階建てだったのを、のち平屋造りとした。景山が教えたのは、二階建ての時代で一階に成章堂、二階に遷善閣があった。

教員は都講二・督学二・教授四・助教一四・監事二という構成で、藩庁に崇徳館を統括する書物掛がいる。通学生は二〇〇名とされる。学生は素読生と質問生にわかれ、教科書は素読生が四書五経・唐詩選・古文前後集・文選で、質問生が小学、近思録、四書五経、左伝、国語、二程全書、史記、漢書などをもちいた。カリキュラムは、素読・質問が午前の辰の刻より、午の刻まで（午前七・九時から正午）。午後は都講の講義が毎月六度、学生の輪読が毎月六度、詩文会が毎月二度行われた。素読の試験が毎月二度行われたとされる。

都講と学派について、「徂徠派」として初代都講にいたのが秋山景山で、「古義派」として初代都講にいたのが、伊藤満藏（東岸）とされる。これらの記述は、藩校関係者が執筆したもので参考になる。問題は、ここに書

かれていない学問状況である。

拙著では従来の「藩学」概念が「文武」教育のうち、「文」すなわち、藩校という学校の儒学教育に偏重していることを指摘し、「藩学」を武士にとつての学問・修練として、儒学のみならず軍学や藩の伝統を踏まえて広くとらえるべきだと主張した。長岡藩のみならず、「藩学」を藩校教官が学んだ学派によつて区分するだけでは、藩学の本来の姿は見えてこない。拙著では景山の思想の基底に、「御家」の思想とでもいうべきものがあり、それが、儒学受容に大きく影響し、規定していることを明らかにした。

景山は、学者が大名家に招聘され、召し抱えられる場合とちがつて、もともと武士として仕えていた。その後、独学で研鑽して学問を修得し、藩儒となった。つまり、学者である前に、越後長岡藩の藩士、あるいは、譜代牧野家の家臣という強い自己意識・認識がある。

この景山の武士意識・「御家」意識を考える上で重要になってくるのが、景山の著作である『教育談』である。景山は、天保七年（一八三六）一月二二日、再度の都講退役を願い出、許されている。このとき、七九歳に達していたが、最晩年にいたつても、なお、教育への情熱

が衰えることはなかった。『教育談』は同年一月に書き下ろしたものである。

拙著ではその一部を紹介したが、このたびの調査で解読できなかった箇所が読めるようになったので、本稿末に全文を翻刻してみたので参照されたい。

『教育談』は全二四丁。序と一六箇条から成る。奥書に「天保丙申（天保七）正月吉 秋山醉翁七十九歳誌」とある。「醉翁」とは致仕後の号である。内容は、子育て論である。いかに立派な武士となるように育てるか、というもので、読者対象は牧野家の家臣たちである。

序に、執筆動機が述べられている。それによれば、福井藩士・大道寺蓬洲なる人物が、宝暦期に書かれた『如件談』という書を熟読して感服した。『如件談』は箇条書きの最後が、「初心の武士の為、くんのしんじ如件」という決まり文句で結ばれているために、そう名づけられた。

福井藩で大道寺姓となれば、『武士道初心集』を著した大道寺友山が著名である。蓬洲が友山の関係者であるのか、確認できていないが、それを匂わせる記述になっている。

実は、『如件談』は、宝暦と明和期にかけて、長岡藩の「御家」の思想をつくりだした藩儒・高野余慶の著作で

ある。戦前まで存在が確認されていたが、現在は所在不明で、その内容も分からなかった。しかし、景山は『如件談』の「初心の武士というは、十六、七歳以上、番入りをも仕りたる者の事成るべし」と解説している。つまり、『如件談』は、藩の役職に就こうとする若い武士たちに向けて書いた教訓書であった。景山は、蓬洲が『如件談』に感服したことを評価し、「子息も有りて、天晴れ見事に育て上げたる人とさえ思わる」と述べている。景山は蓬洲に仮託するかたちで、『如件談』を賛美している。つまり、『如件談』に触発されて『教育談』を書いたといいたいのである。

きわめて興味深い事実は、『教育談』のなかには、儒書からの引用があまりみられないことである。一方、越後流軍学書の『日本伝治乱要決』や高野余慶の他の著作『郷俗育養談』からの引用が見られる。拙著で明らかにしたように、景山は越後流軍学の師範代をしていた。単なる学者ではなく、まさしく「文武」の藩儒であった。

たとえば、「人心同じからざる事、その面の如し」とあるのは、『日本伝治乱要決』の「自立卷」からの引用である。また、『郷俗育養談』については、「楠中将の筆記な

りと申し伝えし、郷俗育養段」と記している。なぜ、余慶の著作を楠木正成談話の筆記としているのか。それは、『郷俗育養談』の序に「昔、楠正成の申されしも、大体この通りなり」と、正成の思想と一致していることが記されているからである。

さて、いったい、景山は、どのように子育てをせよというのだろうか。景山は「子有りて教えざるは父の過ちなり、教え有りて習わざるは、子の罪なり」という「古語」を引く。同様の言葉は『進学往来』など往来物にもみられる。では、儒学や学問による人格形成を促そうというのだろうか。そうではない。天保の藩政改革において、言葉による意思疎通が大切と主張した景山にして、あるうことか、武士の父子間においては、言葉による教育を批判し「不言の教」を説く。

少年の伴を育てるにハ、自身のおこなひを手本に取せ、武士の魂を取失ハさらしむるを専務とすへし、是を不言の教といふ、不言とて常に物をいハぬといふ事にはあらず、身行を以教となす事也、言語を以教れハ言語を以受る故、平地二水を灑くか如く、其潤入

ること浅し、身行の教ハ彼より蔽明して受るゆへ水のひきゝに就くか如く、その入こと深し、能々味へきにや、

子は父の背中をみて育つという。父親が、自らの行いを「手本」となるように、「武士の魂」をもつて立ち居振る舞う、その姿をみせて教育せよという。それが一番の教育で、心に深く浸みとおる。一方、言語による教育は、子どもの内面に浸透しにくい、という。

だが、言葉による教諭は全面否定されているわけではない。幼年のころ、源頼光の酒呑童子退治、渡辺綱の羅生門の鬼退治など「古来の名将・勇士」の話聞かせよという。やがて、合戦や忠義の語を好むようになり、それらの物語を読むようになって、「博覧多聞」「忠孝を守る」人物の基礎となるといふ。

そして「御幣被りごへいかぶ」の臆病者に育ててはならぬという。御幣被りとは何か。御幣とはお祓いのときの道具で、御幣被りとは、迷信や凶事・縁起を気にかける者のことである。具体的には「第一、命を惜しみ、死ぬという事をば口にも嫌い、耳にも嫌い、甚だしきに至りて

は、仮かなづか字遣いの志の字までも忌む」ような者である。「志」は「死」に音が通じるからである。一方、余慶の『如件談』は、「開巻第一条に武士たる者は、死の一字を心頭に当て、生涯念々忘れるべからず」とあるという。そこで、「御幣被り」の臆病者は不覚悟にも死を恐れ、『如件談』を「さてさて忌いまいま々しき書なり」と投げ捨てようとする。これでは武士という家業は務まらない。武士の教育は「忠魂」を「仕込む」ことにある。たとえば、寝起きの際にも、城に背をけてはいけない。「君上を尊敬し奉る筋を、よろずに付けて申し教え」るべきだという。

面白いことに、景山は主君への献身的な「忠魂」のあり方を、「愚民」の信仰心に譬える。「愚民の仏法を信じ、……小児・婦女子に至るまで、身命を惜しまぬ如く、武士の悴も忠義の道を稚心に染み込ませ、一生の魂と成すべきなり」。武士の主君への忠誠を、敬虔な仏教信者が一心に信仰する様子に譬えているのである。

景山は、「悴は我が子なれば、我が心次第なりという者あり、大なる心得違いというべし」と、そもそも我が子と考えること自体が間違えたと説く。では、何なのか。「先祖代々の家名を相続すべき氣運に当り、天より授け玉え

る者なれば、主君に対し、先祖に対しては大切の預かり物なり」という。すべての子どもは天からの預かり物である以上、長男と次男以下の兄弟とを差別してはいけない。「次三男なればとて、君恩の下に生まれ立てし者ども」であり、君命に応えられるように、均しなみに武士教育を施さなければならぬのである。

おわりに

武士にとって学問とは何か。儒学とは何か。それは、「御家」に仕える主体を鍛えるためである。従来、朱子学は科擧官僚制を採用した近世中国の国家体制に適合するが、封建的主従制を国家体制とする近世日本には適合しないとされてきた。

しかし、景山の場合、儒学者であると同時に、越後長岡藩牧野家の主従意識、主君への強烈な忠誠心をもっていた。従来の不適合説でいえば、この主従意識・忠誠心が弱く、家産・行政官僚意識が強い武士の方が、儒学を受容しやすいことになる。だが、武士と儒学の関係は単純な構造ではなく、強烈な封建主従意識が「御家」を担

う政治主体性を呼び覚まし、その結果、儒学への強い関心に向かう場合がある。『教育談』はあるべき家臣像を説いて止まないものであり、武士教育の盾の半面を明らかにしているように思える。

主従制と儒学の関係、主君への忠誠と行政官僚意識の関係、つまり、武士の主体形成の問題については今後も検討していきたい。

以上、今回の史料調査の成果の一部を紹介した。今後さらに史料を精査・分析すれば、まだまだ新たな事実が発見されるはずである。原文書に触れることができ、念願がかない、また、非常に大きな収穫であった。

秋の日はつるべ落としという。私は、調査を終えて、秋山紳氏にお礼をいって、薄暗くなつた門を辞し、車を走らせた。

ライトアップされた大鳥居を横目にみたあと、やがて南下し、大胡駅のほうへ向かう。そこは、江戸時代の初め、長岡藩牧野家の居城だった大胡城跡と、牧野家の菩提寺があるところである。

すでに述べたように牧野家は近世初期に、上州大胡↓

越後長峰を経て、長岡に定着した。大胡は近世大名の出発点といつていい。そして、秋山家は甲斐武田家の家臣であったが、この大胡時代に牧野家の家臣となった。現在の秋山家が近世の主従関係を結んだ、その出発点のちかくにあるのも何かの機縁なのかもしれない……と考えながら、さらに北関東自動車道へと車を走らせた。

【附記1】

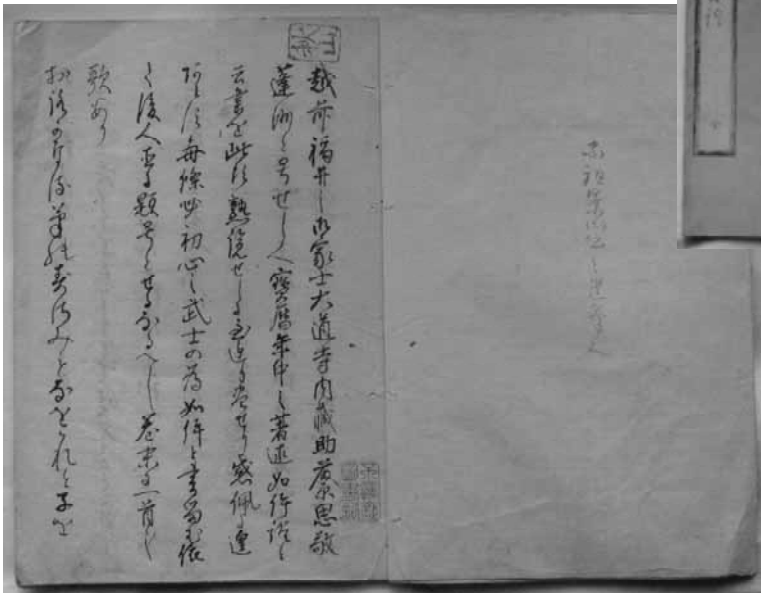
本取材・調査において、秋山緯氏に大変御世話になった。調査をご承諾いただいたことに対して、改めて御礼申し上げたい。なお、本稿の内容が新潟県長岡市で発行されている月刊フリーマガジン『マイスキップ』（vol.一三一、二〇一一年一二月六日発行）掲載の拙稿「その後の秋山景山」と一部重複していることをお断りしておく。

【附記2】

本稿は文部科学省科学研究費補助金（研究種目「研究支援スタート支援」、研究課題名「近世領主・政治思想研究の深化のために」、課題番号「23820004」）より助成をうけた研究成果の一部である。



秋山緯氏所蔵
秋山景山著『教育談』



秋山景山著『教育談』翻刻

(外題)

教育談 全

見返し (朱字) 宗祖景山公之遺筆也

(内題なし)

「秋山」角朱印 「不羈齋図書館」角朱印

越前福井之御家士・大道寺内藏助藤原思敬、蓬洲と号せし人、宝暦年中之著述、如件談と云書を此頃熟覽せしに、至れり尽せり感佩かんぱいに違ちがあらず、毎条必初心之武士の為、如件と書留む、依て後人直二題号とせるなる

へし、卷末に一首之歌あり、
おろかなる 筆のすさみも なをかれと

子をおもふ親の かたみとも見よ

是を以て考るに、子息も有て天晴見事に育て上たる人とさへ思ハる、猶考るに初心の武士といふハ、十六七歳以上、番入りをも仕たる者の事成へし、夫二付一向若き者ハたとへ一覽したりとも、感服の念薄るへし、二十歳已上三十とも成り、一見識立たる者、此書を見んに親々の育て柄、其身の見込も出来て十人に二三人は只見流し置者無しともいひ難し、人心同しからざる事、其面の如し、たとへは諸国を歴遊せむに山河の受方、城郭の險易、爰の攻口彼所の退口など、心を留て古戦の勝敗に慨嘆して通る者も有へし、或ハ名所旧跡を探索し、古歌を吟し、自詠を留め、勝景に見とれれて過るも有へし、或ハ田野広狭、地味の肥瘠、運漕の通塞に工夫を凝して通る者も有へし、是等は本より身分の違ひに依て左も有なん、武士は一樣の身分成ハ、志もまた一樣成へきに、忠義を肝膽に銘して一度の主用に身を擲ち、代々の高恩を報じ奉らんと思ひ込居る者あり、人並々に今日を勤て別段の不調法さへ無

れハ濟そと、一生を虚く過るも有り、勢利を好む心ふかく、漸く望も足ぬれハ、君恩は忘れたるか如く汚名を流す者も有り、是皆幼弱より育柄の善悪に因て先入主となり、後にハ黑白雲泥の違ひとなりぬ、然れば武士たらん者、親の役目と心得、我子とのミはおもふへからず、先祖代々の家名を相続すへき氣運に当て生れ出たる男子なれハ、我跡役の者を幼少よりをしへ立よと、天より被仰付たると存し込、朱に染て赤くするも、墨に染て黒くするも、悉皆我一身の功罪に懸れり、然ハ東西をしらぬ旅路の指南をする如く、幼弱の発足を油断すへからずと思ふにそおるか成心付ひとつふたつ書しるしぬ、是如件談の不足を補ふにはあらず、凡親切成先哲の書を読に、能其教の種を受入れしめんと、人の親の地拵に入念有度との老婆心也、見ん人拙きを見ゆるし給へといふ、

一 小兒四五歳迄之内、未婦人の手を離すといへとも、高貴の御方ハ種性よろしく、氣質順信成婦女を撰て養育有ゆへ、教法をろそか成事なし、小身の士は朝夕奉公の暇にハ抱き拘への世話も致すへし、此程の養ひ方を挾提教といふ、又幼少なりとて愛に過れば、我俣者に成を氣遣ひ叱りせこめたりとも、聞受る耳も無れハ、氣象の縮るのミなり、聖人の道には斯る幼弱者にも教法有り、追々記すへし、人の父たらん者深く心を留むへし、

一 男子六七歳二も及へハ、婦人の手を離れ、住居も別屋敷杯に成れとも、賢良の臣下を撰て御付人・御守役等被仰付ハ高貴之御事也、小身の士は君・父・師の三役を壹人二て引受、日夜膝元に育上る事故、仮初の心配にては叶ふへからず、子有て教へさるハ父の過なり、教有て習ハさるハ子の罪なりと古語に見へたり、人の父たるもの厚く思ひ取へきなり、

一 少年の倅を育るにハ、自身のおこなひを手本に取せ、武士の魂を取失ハさらしむるを専務とすへし、是を不言の教といふ、不言とて常に物をいハぬといふ事にはあらず、身行を以教となす事也、言語を以教れハ言語

を以受る故、平地二水を灑くか如く、其潤入ること浅し、身行の教ハ彼より厳明して受るゆへ水のひきゝに就くか如く、その入こと深し、能々味へきにや、

一男子たる者にハ怒の声を聞しむへからず、怒の声を聞習ふ時ハ自然と気分荒々敷、よろつの物いひ僿暴にして大智を成す事能ハす、淫佚いんいつの噂を聞しむへからず、淫佚の噂を聞習ふ時は成長の後、酒食に耽り色慾に溺れ、先祖を忘れ奉公の志を破る、尤恐れ慎むへし、勢利の談を聞しむへからず、勢利の談を聞習ふ時は貧しけれハ諂媚てんびを表とし、富る時は驕奢を飾とし、忠義勇の本心を失ひ悪名を流す事、皆是より起る、勢利の談に小賢しき者ハ、かならず忠孝に疎き者と知へし、武士の風上二も置へからず、

一幼年の男子昔物語など耳入る程にも成なは、其気分にも叶ふへき頼光之酒呑童子退治、渡部綱か羅生門にて鬼の腕を切たる杯、古来之名将勇士の咄を語り聞せ、名を覚る様、心懸へし、是を面白く覚れば、古戦忠義の咄を好ミ、追々年立に従ひ本読む事を業ミ、博覧多聞之本立と成、忠孝を守るの道引と成、軽き事二あらず、人の親たる者、此心付有へき事なり、

一楠中將の筆記なりと申伝へし郷俗育養段マタと云書に小兒の成立爪くハへして人前を恥ぢ、思ひ入たる事にハ涙を落し、よろつ内場に見ゆる者に抜群の英雄出来るもの也と、いかにとなれハ、沈深の大智を生れ付何弁たるにハ無れとも、恥へきを恥ぢ、恐るへきを恐るゝ道理に明らかなる故也、成長の後、文学の力を得て勇氣を発するみに至てハ双ふ者有まじきとなり、是ハ上品の生質なり、又気性十分に満ち、飽まで氣象を立抜き、手に余りたる者の内より百人勝れの豪傑出るものなりと、是ハ如何にも心の締り強く理非の弁へ無き内ハ、わんはく者とても余されしも、成長之後、筋道を合点し、武士の嗜といふ儀を了解する時は、忠義の居ハり堅固にして命を限り二の足をは踏ぬといふ覚悟を窮め切たる剛の者と成事なり、是ハ中品の生質なり、又年頃より利発にして人前を憶せず、程々を見て相応の挨拶も出来誉め者に成ハ、生涯仕出たる事もなく坐敷士にて終る也と、是ハ氣象柔弱にして女の如く、成長の後も容体口上振杯ばかりを取繕ひ、人に揉れて一生を過し、とても勇士の數に入難し、是を下品の生質といふ、中頃熊澤了海（蕃山）と聞へし大儒の著ハした

る集義和書にも此趣を記せり、然れば先賢の見識驗有事と見へたり、子を見る事父にしかすといふ古語は有なから、親の眼暗くして磨て玉と成すへきを、石なりとて棄るもあり、珠なりとて玩へとも終に価を増ぬもあり、枝を矯め葉を透して庭木作りの早成りを急ぐへからず、大器ハ晩成すともいへは、務に棟梁の材を養ふ、是人の父たる者の用心なり、

一 武士の子たる者幼少なりとて、鬼よ怪物よと驚し恐れしむへからず、度々驚き恐るれば、成長の後まで臆病神の離兼るもの也、欺きたふらかすへからず、常に欺きたらざるれハ、小兒なから人も人を欺く智慧は付易し、是を面白く覚ゆる時は、成長之後迄詐偽を智慧と心得、表裏士と成者多し、親族の間にて目上の人に言葉を反すことを見聞しむへからず、道理さへ有れば言葉は反さるものと思ひ取る時は、年長の後、親類ハいふに及ハす、身分の高下、年輩の長幼、道芸の差別にも遠慮無く礼義に違ひ、我慢に長し、喧嘩口論を仕出すたくひ、真勇の士に決て無之事也、親たる者厚く心付可有なり、

一 好て物忌ひをする者あり、俗に是を御幣かつきといふ、

其心根を尋るに、長命を願ひ、富貴を望み、子孫繁昌を祈ると見へたり、退て其行法を考れば相違の事のミ多し、大酒大食、其外不養生たらしくならんに天道何として長寿を授け玉はんや、奢侈を事とし、榮耀に誇り譲り受たる財宝をさへ没却する体たらくならんハ、福神も手段を失ひ玉ふへし、子孫の庭訓といふ事も無く、おのかさまく、父の不行跡を見習はん、氏神も神慮を苦しめ玉ふへし、死生有命、富貴在天とは孔聖の格言なり、心たに誠の道にかなひ奉は、祈らすとても神や守らんとハ、天満宮の神詠也とも聞り、士の父たらん者能々考へ知るへし、

一 前条之如くい八んには、吉凶も無く禍福も無しと万事をいひ破ると思ふ人も有んか左にあらず、凡吉凶禍福は聖人君子の最慎玉ふ所にて等閑に心得へき事にあらず、第一日月の光星宿の運ひ風雲の変動を始として鳥獸の鳴声、艸木の榮枯に至るまで、悉く心を付へき教有之なり、大事に祭り有り、是を禳と云、はらふと訓す、禍を払ひ除く也、小事に八ましなひ有り、是を厭と云、凶事を押へ留る義にてをさゆると訓す、扱祭りましなひをすれハ、早氣遣無しと安堵する八道知らぬ

人の誤り也、是を如何にといふに、吉凶の兆し顯るゝ
ハ天物いハす形を以告にし、其身の行ひを改むへしと
の限り無き御仁徳なりと心得へし、斯る深義を知らず
して言破るハ不敬也、一向泥むは愚痴也、只時処位を
見合せ世格の習ハしに従ひ御幣被きの臆病者也といハ
せぬ様、武士の親たる者心懸へし、

一 彼御幣被と云者の様子を聞に、第一命を惜ミ死ぬとい
ふ事をハ口にも嫌ひ、耳にも嫌ひ、甚敷に至てハ仮字
遣ひの志の字までも忌むよしなり、か様の者に如件談
を見せは、開卷第一条に武士たる者ハ死の一字を心頭
に当て生涯念々忘るへからずといふに至て読も果す、
扱々忌々敷書也と頓て投棄へきかと思ハる、其身こそ
癖付改め得すとも、責てハ武士の悴たる者さ様の靈氣
者を見習ハぬ様致度事也、

一 幼弱之悴を育るにハ、忠魂を仕込を旨とすへく、既に
六七歳にも及び物事耳入る程にも成なは、仮初めの寝
起にも御城の方を跡にせぬものといふより、君上を尊
敬し奉る筋をよろつに付て申教へし、其余是も御威光
是も御高恩と親たる者身に行ひ、言葉に顯ハして子心
に迷惑からぬ様教訓の仕方有へし、左もあらは愚民の

仏法を信じ如来開山とたにいへは、小児婦女子に至る
まで、生命を惜ぬ如く、武士の悴も忠義の道を稚心に
染込せ、一生の魂と成すへきなり、

一 悴は我子なれば、我心次第なりといふ者あり、大成心
得違といふへし、先祖代々の家名を相続すへき氣運に
当り天より授け玉へる者なれば、主君へ対し、先祖へ
対しては大切の預り物なり、されは心の及ふたけ見事
に育て上げ忠勤を尽さしむるは、則ち己か身の忠孝此
上なし、能々考へ知へし、

一 長子はさも有なん、次三男の身ハ運次第なれハ、精魂
を費し世話焼にも及ハし杯いふ者あり、是又大き成心
得違也、既に運次第といふハ他家相続之儀等決して無之
と思ひ切たる舞にあらず、次男三男迄も平日之教法正
しく屹と御用に相立つへき人品なれとも有付之無き是
をこそ運ともいふへけれ、育柄行届かす品々麓末にし
て、店さらしと成しを運と心得るハ勿体なき事也、又
大事の御供仰付られん時、大勢の子共、若党・鎗持杯、
口取様之場へ召連れ励しき場にて親子兄弟後ろを合口せ、
一体分身の働きを成さは、小士の功名、天晴此上有へ
からず、此斯に臨ミ男子ハ一人も多くほしき者也と羨

む人も多かるへし、次三男なればとて君恩の下に生立し者共也、我子とのミ思ふへからず、

一子有て教さるハ父の過ちなり、教て勤めさるハ子の罪也と古書に見たり、されは子を教るハ父の受たる役目なり、尤油断すへからず、然るに子ををしゆるハ威嚴に如くなし、若き者二白き齒を見せては濟ぬといふ者有り、是又大成心違也、如何にとなれば、父子親有ハ五倫の道也、人の父としてハ慈に止るといふは大学の聖語なり、然るをためつすかめつ、一寸の見逃しなく兎や角と折檻を加ふるハ恩を賊ふ者大成者にて、子たる者朝暮の定省出るに告げ入て面する定式の礼儀ハ無怠勤る共、又もや叱を受んか咎めをや蒙らんと、常におそくとして、父の面前に長居を仕兼る様に成行もの也、斯る味にて次第々に末子等に引くらべては父子之問うとくしく見ゆるゆへ、脇目より不和の様にいひなし、様々の宜しからぬ事を引出し誠の不和に成行事、古今其ためし多し、此体に及ひなは家道は敗れたりと心得、速に取直す仁慈の工夫ほとも有へし、

一前条の如くいハんにハ、威嚴ハ父の道に非るかと疑人も有んか、さにあらず、家二父有を嚴君と云ハ易经に

見へたり、孝教にマハ君にハ其敬を取り母に其愛を取る、是を兼るものハ父なりと云り、是嚴ハ君父の道たる証拠也、然れとも是を受用するに大に相違の有事也、君子の嚴というハ論語に 然として人望て是を畏るといふに同しく、有威て猛からず本仁より敷して天地之徳に齊しき義也、世人の嚴と心得たる八十に八九迄も孫子に將は智仁勇嚴の嚴にて軍略まては上も無き事なれとも、大将の徳に備りたるハ格別用る所は術なり、徳にハあらず、家道に用難き所有り、家道に術を用るに至て敗亡の基成へし、

一家風と云事有り、主人の心遣に因る事也、和順成家風有り、律義成家風有り、堅固成有り、不締成有り、或ハ驕奢、或ハ儉素数十百人の家風同しからざること、是又其面の如し、我一代の事は主人の采幣さいはい次第たるへし、忤ハ親と違ひ少し手広成生質にて、是迄儉素を守るへきとも覚へすと心付ハ有なから、死後の事迄ハ入らぬ世話なりと打放下して居るハ心得違ともいふへき歟、譬へは父母愛子など重病にかゝり八十迄死症に定りたりとおもひ極る事能ハす、葉は本より仏神に祈願し、一生を乞願ふハ人情の厚き所、忠孝も是より溢

れ出れば愚痴なり様思ひ侮るへきにあらず、然れば詮なきまでも教訓せでハ不叶道理也、されはとて前にいへるか如く、威厳に過ハとても心服に落さる、悴繩をしめ切るのあやまり有んも難斗此斯に至り、船をあれの岸に着へき不言の教を施して、父たる役目を尽すに如くハ無るへし、

一 武士の家に生れたる若者の不所存といふハ遊所通ひの外、大方無きもの也、水ハ方円の器に因て形を成し、人は善悪の友に因て行ひを変す、又其人を知らずんは其交る所の友を視よともいへり、然れば悪友を遠さくるハ親たる者の第一義なり、去ながら悪友と見込たる者へハ勿論、其親族へ対してなりとも卒爾の挨拶等堅く遠慮有へし、いかにとなれば此方にてこそ相手を悪友と見込たれ、相手の親は此方の悴を悪友と見込て居らんもはかり難し、然処人其子の悪しきを知る事無く、一凶に相手を悪友と見込、絶交杯申入んにハ人の子に悪名を付るといふに成て、互に怒り腹立のミ、其益少なかるへし、夫のミならず、双方の若者後之番方役義等に付、同勤す間敷にもあらず、其時に至りたかひに遺恨を含ミ居らは、第一主君の御為よろしからず、則

ち不忠ともいふへきや、慎むへし、就てひとつの談話有り、江戸表に於て去る屋敷士若年にて父に別れ母の手にて生立しか、いつとなく悪所遊ひを覚へ、母の教訓をも用す、或時、夜深く帰りし処、母は持仏に燈明をかゝけ珠数を繰り、念仏の様子也、不審ながら打過しに、其後毎度其通り也、弥不審に存し家内に様子を尋しに、今始ての事にハあらず、留守とさへ申せばあの如く最早程久しき事也と答ふ、ますく心に落付かね、母に對し此程夜通の御念仏、万一御老体寒氣の御障等有之てハ一大事の御事也、是よりは昼の方へ繰合され、夜ハ早く御休被成然るへし、左様に無くては我か身に取り不安心に候と申ければ、母は顔色を和け、老体を案して呉らるゝ心体忝く存る也、去ながら我ハ後生の念仏にあらず、其方の我を案せらるゝ如く、我も其方を案す故の事也といふ、猶不審暗らす推て其意を尋しに、其方慥成家来も召連すひたすらの夜行、万一途中なとにて如何成酒狂人無法者喧嘩口論を仕懸け、狼藉をすましきも難計、是を心底に案したりとも何ぞ了簡無くては其方の父君へ對し申訳立難し、依て留守ともなれハ持仏へ向ひ、只怪我あやまち無様に守らせ

玉へと、仏八申に及ハす、御先祖代々の御位牌へ祈念する念仏也、女ながら其方被申事を聞分ぬも如何なり、依て八通夜の念仏を思ひ止らは、以来夜行ハ有間敷か、夜行を延引有におゐて八念仏ハ屹と延引すへし、何れとも其方心任せ也と有けれハ、頭を低たるのミにて、一言半句の答に及ハす、是迄の不所存を段々詫入れ長く遊所狂を思ひ留りしとなり、元來格別の賢女たりしや、異見の仕様も有れば有もの也、教も又術多しとハ斯る事をそいふへき、

一前にもいへる通り、父子の間は仁慈を本と心得へし、父たる人の身行正しければ、怒を用すして威厳ハおのつから備る事也、易に忿を懲すと有も此義と見へたり、或藩中の若士父の前へ出、今日捨置兼候用向にて何某の方へ罷越度旨願けれハ、夫ハ大儀成事也、今宵は壹両輩へ案内申入置たり、其方留守にてハ勝手都合無心許、黄昏前には帰るへきやとなり、御間を受候候程の儀ハ決而有之間敷と申出行しか、老人の癖にせハくしく、早くより待兼在しに、悴は走り込様子立帰り頓て面前へ罷出、御待遠に被思召つらん、先方の用向相済帰宅二趣候処、何某の屋敷にて夕馬の様子相見

へ候間、一寸立寄候へは、主人始め満悦之挨拶有之、扱銘々率来られ候手馬之内、殊之外口強にて六ヶ敷を所望に預り、帰宅を急候故、辞し申さんとは存知候得共、悪馬を見懸て後ろを見たりといハれんも残念に存し、心ならず望に従ひ候所、仕合二ハ一統之感賞二預り跡は理合之論杯始り候へ共、早々申断り存之外遅刻仕り、不調法之旨、色々申訳致せし処、父はほとんと笑つほに入り申訳杯をは、耳にも入らぬ様子にて嘸々面白かりつらん、第一大手柄なりし、我等も馬術をは壯年之頃、殊之外好ミしか乗損して今に至り残念、わすれ兼るも有り、又我ながら出来たりとおもふ時は空をも翔る心地のするものなりなと、來客の事をも打忘たりと思ふ程なりしとて、此内に父の申付を重し、色々心を苦しめ間を欠さりし賞美を有り馬術之談に我をわすれて武心を磨く教も籠れり、自分の待兼し腹立を洗ひ、悴の心を慰めし、父子の親をは申に及ハす、元より威厳を失ハさる慈父の庭訓是を不言の教といふ、

天保丙申（天保七）正月吉 秋山醉翁七十九歳誌